

# 葛飾区騒音対策アドバイザー派遣制度実施要綱

(制定) 平成30年5月31日  
30葛環環第355号  
区長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、葛飾区（以下「区」という。）が工場設置者等による騒音対策に向けた取組を支援・促進するため、葛飾区騒音対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣する事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることにより、本事業の適切な運営を図ることを目的とする。

## (アドバイザーの派遣対象施設)

第2条 アドバイザーの派遣の対象となる施設（以下「派遣対象施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 区内に設置された又は設置される、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第2条第7号に規定する工場又は同条第8号に規定する指定作業場
- (2) 区内に設置された又は設置される、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第2項に規定する特定工場等
- (3) 前2号に掲げるものほか、区内に設置された又は設置される施設であって、騒音対策を図るために特に必要であると区長が認める施設

## (アドバイザーの派遣を依頼できる者)

第3条 アドバイザーの派遣を依頼できる者（以下「依頼者」という。）は、派遣対象施設の設置者とする。

## (アドバイザーの活動内容)

第4条 本事業におけるアドバイザーの活動（以下「アドバイザー業務」という。）の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 依頼者とその業務実態及び騒音発生状況等に応じた合理的かつ効果的な対策を円滑に実施できるよう、技術的観点から適切な助言を実施すること。
- (2) 派遣対象施設の従業員等を主な対象とする学習会、説明会その他の会合において、騒音対策に関する説明を行うこと。

## (アドバイザーの登録)

第5条 区長は、次に掲げる者のうち、この要綱に定めるアドバイザーの義務に同意するものをアドバイザーとして登録するものとする。

- (1) 公害防止管理者（騒音・振動関係）の資格を有する者
- (2) 企業又は行政等において、騒音対策に関連する業務に10年間以上従事した実務経験を有する者

（従事者証の交付等）

第6条 区長は、前条の登録を行ったときは、登録されたアドバイザーに対し、アドバイザー業務に従事している者であることの葛飾区騒音対策アドバイザー従事者証（以下「従事者証」という。）を交付するものとする。

- 2 アドバイザーは、派遣対象施設を訪問する際は、従事者証を携帯するとともに、依頼者からの求めに応じ提示しなければならない。

（アドバイザーの派遣手続）

第7条 アドバイザーの派遣を受けようとする依頼者は、第9条、第12条、第13条第1項及び第14条に規定する事項に同意する旨を葛飾区騒音対策アドバイザー派遣依頼書に記載のうえ、葛飾区騒音対策アドバイザー派遣依頼書を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による依頼があった場合において、アドバイザーの派遣を必要と認めるときは、依頼者の業務内容等に応じたアドバイザーの選定を行い、葛飾区騒音対策アドバイザー派遣要請書によりアドバイザーに対し派遣の要請を行うものとする。
- 3 区長は、前項の要請についてアドバイザーから受諾する旨の連絡があったときは、葛飾区騒音対策アドバイザー派遣決定通知書により依頼者に対し通知するものとする。
- 4 アドバイザーは、前項の規定により受諾したときは、依頼者に連絡のうえ、訪問日時を決定するものとする。

（アドバイザーの守秘義務）

第8条 アドバイザーは、本事業において知り得た情報を漏えいしてはならない。

- 2 アドバイザーは、アドバイザー業務上知り得た依頼者の秘密を厳守するため、依頼者との間での葛飾区騒音対策アドバイザー派遣制度に係る秘密保持契約書により秘密保持契約を締結するほか、必要な措置をとるものとする。

（職員の同行）

第9条 区長は、アドバイザー業務の状況の把握等のため又はその他必要に応じて、派遣先企業等に職員を同行させることができる。

（報告）

第10条 アドバイザーは、第4条第1号に掲げるアドバイザー業務が終了したときは

葛飾区騒音対策アドバイザー助言業務完了報告書により、同条第2号に掲げるアドバイザー業務が終了したときは葛飾区騒音対策アドバイザー説明業務完了報告書によりその内容を区長に報告しなければならない。ただし、区長が認めるときは、アドバイザーが定める書面により報告することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、区長は、アドバイザーに対し、必要に応じてアドバイザー業務に関する報告を求めることができる。

#### (報償費)

第11条 アドバイザー業務に対する報償費は、前条第1項に規定する区長への報告を確認後、アドバイザーからの請求書による請求に基づき支払うものとする。

- 2 アドバイザー業務に対する報償費の額は、1回につき36,000円とする。

#### (依頼者の費用負担)

第12条 依頼者は、アドバイザーの派遣に係る費用を負担しないものとする。ただし、アドバイザーの助言等に基づき騒音発生抑制のための措置を講ずる場合は、依頼者が必要となる費用を負担するものとする。

#### (金品の授受の禁止等)

第13条 依頼者及びアドバイザーは、アドバイザー業務に関して、金品の授受を行ってはならない。

- 2 アドバイザーは、特定の企業や団体等に不当な利益又は不利益を与えるような助言を行ってはならない。

#### (免責)

第14条 依頼者は、アドバイザー業務に関して、アドバイザーの派遣期間中及び派遣後に発生した事故及び損失（第4条第1号の助言又は同条第2号の説明を踏まえて依頼者が実施した騒音発生抑制のための措置に起因するものを含む。）等に対し、区及びアドバイザーに対して一切の責任を求めないものとし、区及びアドバイザーは一切の責任を負わないものとする。

#### (アドバイザーの登録の取消し)

第15条 区長は、アドバイザーから登録の取消しの申出があった場合、アドバイザーがこの要綱に定める義務に違反した場合、アドバイザーとしての役割を十分に果たすことができないと認める場合その他本事業の終了、変更等によりアドバイザーの登録を取り消す必要がある場合は、アドバイザーの登録を取り消すことができる。

#### (委任)

第16条 この要綱における書類の様式その他本事業の実施について必要な事項は、環

境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。